

豊中市死者情報の開示に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が保有する死者情報の開示に関する取扱いについて別に定めるものを除くほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次項に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の例による。

- 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者、消防長及び議会をいう。
 - (2) 死者情報 死亡した個人に関する情報であつて、法第2条第1項各号のいずれかに該当するものをいう。
 - (3) 保有死者情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した死者情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（豊中市情報公開条例(平成13年豊中市条例第28号)第2条第2号に規定する行政文書をいう。）に記録されているものに限る。

(開示申出)

第3条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する者（未成年者又は成年被後見人である場合にあつては、その法定代理人又は本人の委任による代理人を含む。）から当該各号に定める保有死者情報の開示の申出（以下「開示申出」という。）があつた場合は、当該保有死者情報の提供に努めるものとする。

- (1) 死者の法定代理人であつた者 当該死者を本人とする情報
- (2) 死者の配偶者、子及び父母(以下「配偶者等」という。)であつた者(前号に該当する者を除く。) 当該死者の疾病又は死亡に関する情報及び当該死者の死亡に起因して相続以外の原因により取得した慰謝料請求権その他の権利義務に関する情報並びに死者の相続人である場合にあつては、当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報
- (3) 死者の相続人(前2号に該当する者を除く。) 当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報

2 前項の規定により開示申出をしようとする者は、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第22条第1項各号に定めるもののほか、前項各号に掲げる者であることを証する書類を提示し、又は提出しなければならない。

（保有死者情報の開示の取扱い）

第4条 保有死者情報の開示の取扱いに関しては、別に定めるもののほか、法及び豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年豊中市条例第44号）の規定の例による。

（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか、死者情報の開示について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日に実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日に実施する。